

新潟県議会 建設公安委員会

県外行政視察概要

平成29年2月6日(月)～2月8日(水)

[2月6日]

**① 国土交通省熊本地震災害対策推進室
熊本分室
(阿蘇大橋崩落現場)(南阿蘇村)**

- 平成28年熊本地震で被災した阿蘇大橋の復旧について
- 現地視察

[2月7日]

② 熊本県議会(熊本市)

- 平成28年熊本地震で被災した公共土木施設の復旧・復興状況について

③ 屋久島町議会(屋久島町)

- 町営フェリー太陽の航路改善計画について
- 屋久島町の電力概況及び配電事業について

④ 安房電気利用組合(屋久島町)

- 地域に根ざした独自組織による配電事業について

[2月8日]

⑤ 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所(屋久島町)

- 屋久島町の県管理港湾の概要について
- 多くの絶滅危惧植物種を有する屋久島における県土木工事について

県勢概要	新潟県	熊本県	鹿児島県
総面積	12,584 km ² (5)	7,409km ² (15)	9,187km ² (10)
人口(2015.10.1)	2,304 千人 (15)	1,786千人 (23)	1,648千人 (24)
財政規模(普通会計歳出(2014年度決算額))	13,971億円 (11)	7,547億円 (20)	7,568億円 (19)
県内総生産	88,336億円 (14)	55,664億円 (25)	52,866億円 (26)
1人当たりの県民所得(2013)	2,767千円 (28)	2,422千円 (42)	2,399千円 (45)
主な生産物(全国順位1位)	金属洋食器 96% 石油ストーブ 74%	デコポン 30% なつみかん 30%	かつお節 73% オクラ 42%
県議会議員定数	53人	48人	51人

(参考文献)「データでみる県勢2017」カッコは全国順位

■ 平成 28 年熊本地震の概要

＜前震＞発生日時：平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分

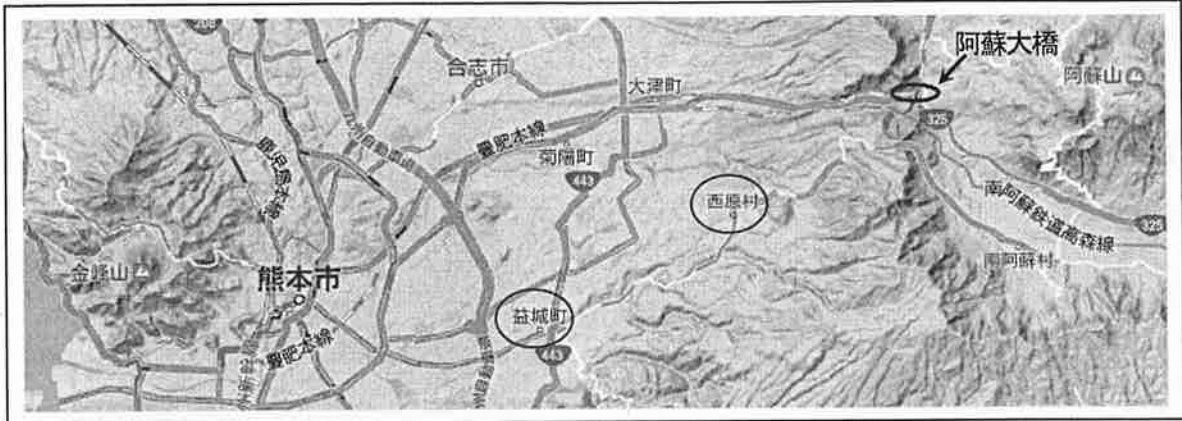
震源地及び地震の規模：熊本県熊本地方（深さ 11 km）、マグニチュード 6.5

最大震度：震度 7（熊本県益城町）

＜本震＞発生日時：平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分

震源地及び地震の規模：熊本県熊本地方（深さ 12 km）、マグニチュード 7.3

最大震度：震度 7（熊本県益城町・西原村）



■ 国道 325 号阿蘇大橋

昭和 46 年に開通し、全長は約 200 メートル。南阿蘇村の阿蘇山カルデラ西端の開口部、黒川の峡谷にあった。平成 28 年 4 月 16 日の大規模な土砂崩れにより崩壊した。

復旧に当たっては、活断層対策などの高度な技術が必要であることから、道路法第 13 条第 3 項の規定に基づき、橋を管理する県に代わり、国が直轄事業として災害復旧事業を実施することが決定され（平成 28 年 5 月 9 日）、場所を 600 メートルほど南に移して架け替えることが決まった。現在は、橋に代わる応急的な迂回路も整備されており、地区全体の土砂災害緊急対策工事も含めた復旧工事が進んでいる。

道路法 第 13 条第 3 項

国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。



写真 左：毎日新聞HPから
（崩壊箇所の写真・平成 28 年 4 月 22 日）



右：朝日新聞HPから
（阿蘇大橋の写真・平成 23 年）

■ 大規模災害からの復興に関する法律（大規模災害復興法）に基づく非常災害の指定

政府は、熊本地震を大規模災害復興法が定める「非常災害」に指定して国が復旧事業を代行できるようにする政令を閣議決定（平成 28 年 5 月 10 日）、公布・施行し（5 月 13 日）、同

法施行以来、初めての適用となった。

東日本大震災を受けて制定した大規模災害復興法は、復興事業における国と自治体の役割分担などを定めている。非常災害は、国が復興対策本部を設置できる「特定大規模災害」に次ぐ位置づけで、都道府県や市町村の要請に応じて国が道路や河川、海岸などの災害復旧事業を代行できる。

熊本県が管理する国道 325 号の一部である阿蘇大橋については、活断層に隣接していることや深い谷間に架けることなど、復旧には高度な技術を要することから、国土交通省は、より迅速に復旧に着手するため、非常災害の指定を待たず道路法を適用して代行することに決めていた。

災害復旧に関する工事を国が代行できるとする、道路法の規定の対象は国道のみで、工事に高度な技術を要する場合などに限られている。対象から外れている都道府県道や市町村道を、大規模災害復興法が補完することとなる。

熊本県議会（熊本市）
 [視察テーマ] ○平成 28 年熊本地震で被災した公共土木施設の復旧・復興状況について

■ 平成 28 年熊本地震の被害の概要

(1・2・3は内閣府HPから熊本県部分抜粋(平成 28 年 12 月 14 日現在)、ただし死者数は熊本県HPから(平成 29 年 1 月 24 日現在)、4は熊本県HPから)

1 人的被害

都道府県名	死亡	重傷	軽傷	合計
熊本県	183	1,068	1,552	2,803

(人)

※死者数の内訳

- ・警察が検視により確認している死者数 50 名
- ・災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による死者数 128 名
- ・6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5 名

2 建物被害

都道府県名	住宅被害			非住宅被害		火災 件
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
熊本県	8,360	32,261	138,224	325	4,262	15
合計	178,845			4,587		

3 避難の状況

都道府県名	市町村名	避難指示		避難勧告	
		対象世帯数	対象人数	対象世帯数	対象人数
熊本県	熊本市			2	5
	宇土市	71	100		
	南阿蘇村			347	858
	御船町	108	308	8	20
合計(発令中)		179	408	357	883

※避難所の状況

- ・平成 28 年 11 月 18 日をもって熊本県内全避難所を閉鎖。
- ・避難者最大数 183,882 名 (4 月 17 日、855 箇所開設)

4 県管理及び市町村管理の公共土木施設被害箇所数及び被害額(平成 28 年 6 月現在)

箇所数単位：箇所 被害額単位：億円

	県管理分		市町村管理分		合計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
河川	350	222	180	29	530	251
海岸	5	4	—	—	5	4
砂防	32	26	—	—	32	26
急傾斜地	3	0.4	—	—	3	0.4
道路	394	217	1,672	364	2,066	581
橋梁	51	243	118	162	169	405
港湾	6	10	—	—	6	10
下水道	4	2	406	329	410	331
公園	4	24	94	268	98	293
合計	849	749	2,470	1,154	3,319	1,902

※端数処理の関係で合計額は一致しない

その他、熊本県以外も含む国直轄分(河川、海岸、道路、港湾など) 54 箇所、87 億円

熊本県内では 158 か所の土砂災害が発生し、そのうち、県事業として、砂防事業（26 か所：総事業費約 110 億円）及び、地すべり事業（3 か所：総事業費約 46 億円）について、災害関連緊急事業として実施することが決定している。測量設計や地質調査に着手しており、詳細設計・各種協議・用地取得等を推進し、早急な工事着手に向けて取り組むこととしている。

屋久島町議会

〔視察テーマ〕 ○町営フェリー太陽の航路改善計画について

■ 町営フェリー太陽の航路改善計画

<航路の概要>

- ・運航事業者 屋久島町
- ・船名/就航年 フェリー太陽/平成9年6月
- ・大きさ 499 トン
- ・旅客定員 100 名
- ・速力 15.7 ノット（最大 16.5 ノット）
- ・所要時間/航路距離（片道）

宮之浦～口之永良部島	1 時間 40 分/45 km
宮之浦～島間	1 時間 5 分/30 km
- ・運航便数 宮之浦港を起点に 1 日 1 往復
- ・年間旅客数/年間貨物量 7,265 人/2,238.2 トン（平成 26 年）
- ・建造造船所 株式会社井筒造船所（長崎県）

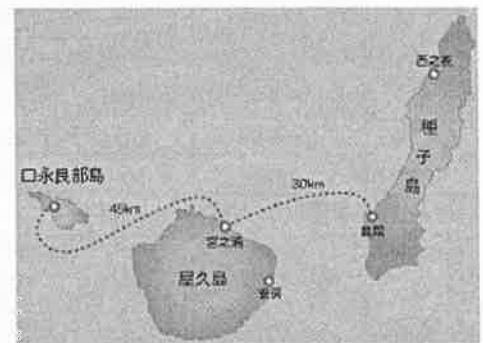


写真：フェリー太陽

昭和 47 年 12 月、町営「太陽丸」（総トン数 52 t）が口之永良部～宮之浦間で運航を開始し、昭和 48 年 4 月には、宮之浦～島間まで航路を延伸した。昭和 57 年に就航した「第 2 太陽丸」の運航を経て、平成 9 年に現在の「フェリー太陽」が就航している。建造費は 6 億 7,700 万円。

近年は、輸送人員の低迷や船体の老朽化による修繕費等の費用の増加により、毎年 2 億円を超える赤字を計上し、国・県の離島航路補助金を受けて運航を維持している状況となっている。

将来的な航路の維持・確保が困難な状況となることが懸念されたことから、航路を取り巻く社会環境や、航路を利用する島民の意向・実態等、多角的な視点から問題点を洗い出し、課題を解消するため、今年度、国の補助金を活用しながら、航路改善計画を策定することとなった。



■ 地域公共交通確保維持改善事業に対する国補助金（国土交通省による離島航路の運営費等補助・構造改革補助）のスキーム

離島航路運営費等補助

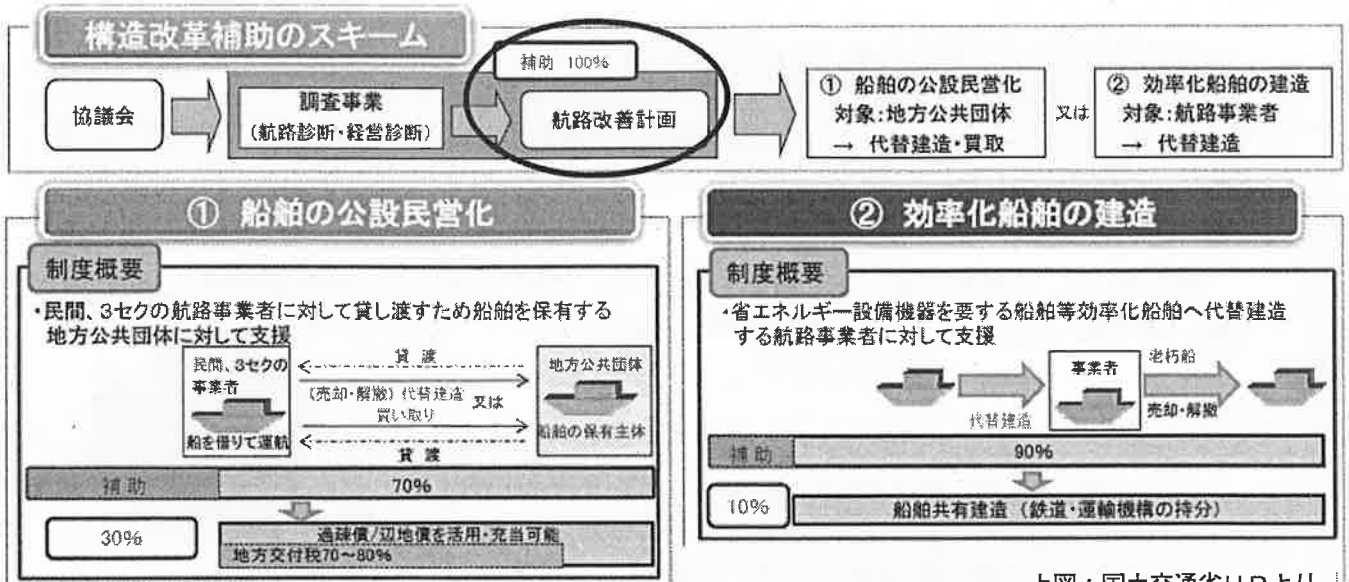
制度概要

- ・補助対象は唯一かつ赤字の航路
- ・事前算定方式による内定制度
- ・補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込により求める標準化方式を採用
- ・欠損見込額全体に対する補助充足率は 1/2
- ・補助対象期間は 10 月から 9 月の 1 年間

※補助対象航路 121 航路 110 事業者（H27 年度）

補助対象航路の主な基準

- ① 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- ② 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - イ) 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - ロ) 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- ③ 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- ④ 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- ⑤ 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められること。



上図：国土交通省HPより

屋久島町議会（屋久島町）

〔視察テーマ〕 ○屋久島町の電力概況及び配電事業について

安房電気利用組合（屋久島町）

〔視察テーマ〕 ○地域に根ざした独自組織による配電事業について

■屋久島の電力供給

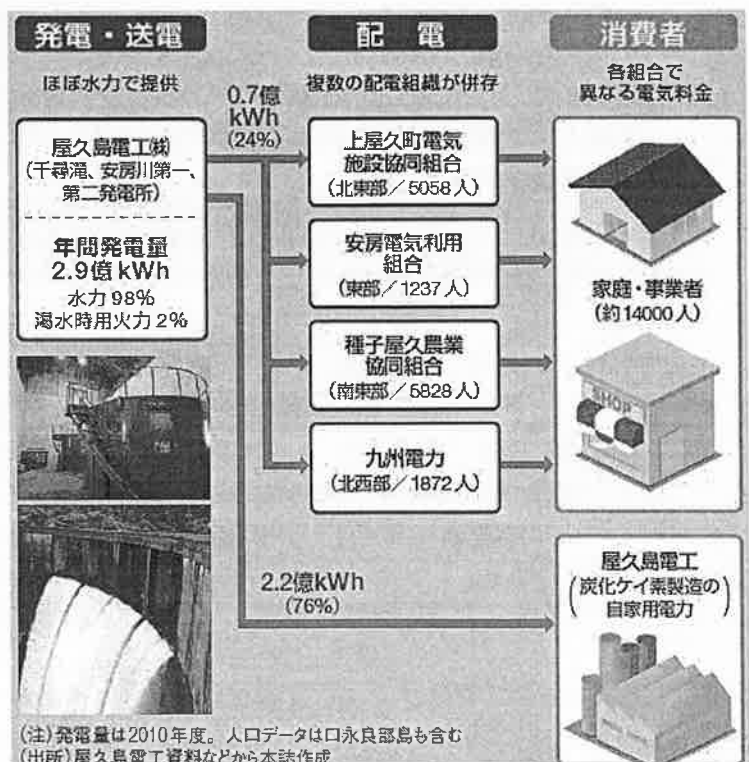
屋久島では、炭化ケイ素という研磨・研削材や耐火材の原料を製造する屋久島電工株式会社という会社が発電を担っており、国から電気事業法に基づく特別な許可（特定供給の許可）を受け、電気を供給している。年間降水量8,000ミリメートル、平均標高600メートルという土地を生かし、3つの水力発電所を運営している。水力発電所は、3つを合わせ5万8,500キロワットの最大出力（一般家庭約1万7,000軒分の電力）があり、この内、地域に配電され使われているのは約25パーセントとなっている。

■島内の配電

配電に当たっては、島内は4つのエリアに分けられ、屋久島電工から購入した電力を、各地域の4つの団体がそれぞれの供給エリアの各家庭や事業所に配電する、特殊な形態となっている。一部のエリアだけは大手電力会社の九州電力株式会社が担当しているが、残り3つのエリアは地域ごとに配電組合ができて、それぞれ独自の運営を行っている。

九州電力のエリアは九州本土と同じ電気代となるが、屋久島電工と配電組合とは、話し合いを持って電力の卸価格を決めている。

視察で伺う屋久島町の電気課では、屋久島町合併前の旧上屋久町名義の電気施設共同組合の事務を代行しており、島の東側に当たる安房地区では、安房電気利用組合が配電網の管理、電力料金の徴収等を行っている。



〔注〕発電量は2010年度。人口データは口永良部島も含む
〔出所〕屋久島電工資料などから本誌作成

上図：東洋経済オンラインより

鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所（屋久島町）

〔視察テーマ〕 ○屋久島町の県管理港湾の概要について

○多くの絶滅危惧植物種を有する屋久島における県土木工事について

■ 屋久島の港湾

屋久島には、県管理の地方港湾4港（宮之浦港、上屋久元浦港、安房港、栗生港）、町管理の地方港湾10港がある。

○ 宮之浦港

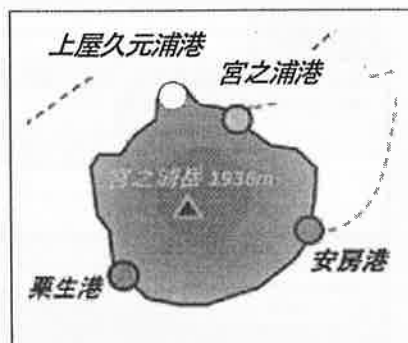
定期フェリーや高速船が就航している。古くは屋久杉の積み出しが盛んだった。平成5年に屋久島が世界自然遺産に登録されたことにより、知名度が全国的なものとなり、年間約30万人の観光客が屋久島を訪れている。現在は、国内外のクルーズ船が年間約20回寄港する。

宮之浦地区には、5千トン級岸壁1バース、2千トン級岸壁3バース、高速線が利用する浮棧橋1基がある。火ノ上山地区には、3万トン級旅客船が接岸できる水深7.5メートルの岸壁が1バースあり、クルーズ船の接岸等に利用されている。

○ 安房港

安房川の河口部にある港で、高速船が就航している。古くから屋久杉の積み出し港として、また近海漁業の基地港として栄えてきた。現在は廃止されているが、かつて屋久杉搬出用のトロッコ鉄道が山岳から港まで引かれていた。

係留施設として、5千トン級岸壁1バース、2千トン級岸壁2バースの施設があり、貨物船の接岸等に利用されている。



写真：宮之浦港

■ 屋久島の道路

屋久島は、海岸沿いに島全体を一周する主要地方道の2路線（上屋久屋久線（77号）と上屋久永田屋久線（78号））、と一般県道3路線（屋久島の主要観光地であるヤクスギランドと安房地区を結ぶ屋久島公園安房線（592号）、安房から安房港までを結ぶ安房港線（593号）、白谷雲水峡と宮之浦地区を結ぶ白谷雲水峡宮之浦線（594号））により道路網を形成している。

道路整備状況

（単位：m）

区分		実延長	改良済	改良率 (%)	舗装済	舗装率 (%)
国県道	国道	0	0	0.0	0	0.0
	主要地方道	95,730	86,320	90.2	95,730	100.0
	一般県道	26,154	19,021	72.7	26,154	100.0
	計	121,884	105,341	86.4	121,884	100.0
市町村道	屋久島町	249,698	206,882	82.9	216,493	86.7

上表：鹿児島県HP掲載の表から屋久島分を再構成（平成25年4月1日現在）

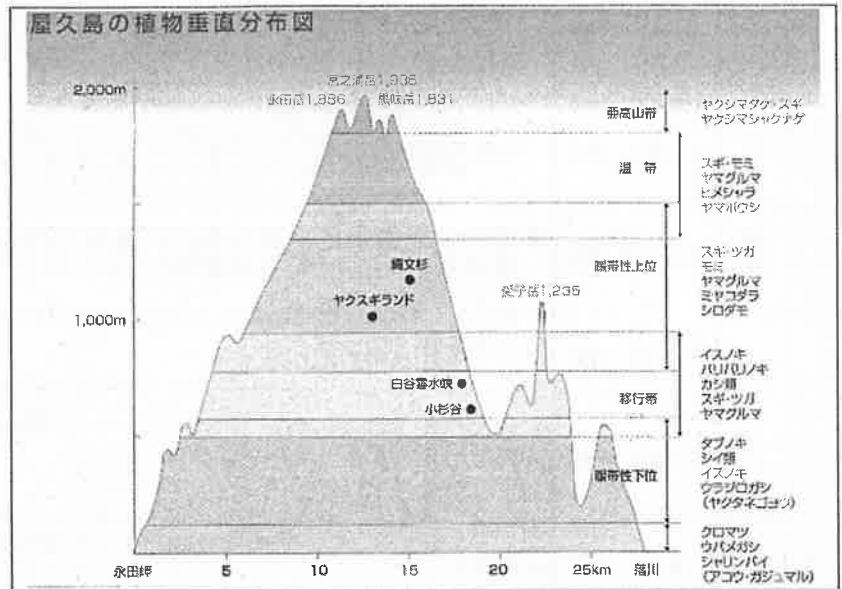


上図：鹿児島県HPから（一部加工）

■ 屋久島の植生の特徴

屋久島は、緯度的には亜熱帯域に位置しており、海拔0メートルから一気に1,900メートルを超える山々が連なる急峻な地形となっている。年平均気温約20度で、年間を通じて雨が多く、温暖湿潤な気候となっている。

植生は、亜熱帯に近い海岸部の暖温帯から、亜寒帯に近い山頂部の冷温帯まで、幅広い温度環境に沿った多様な植生の垂直分布が顕著に見られる。植物総数は、日本の植物種の4分の1に当たる1,900種以上にも及ぶといわれている。世界で屋久島にだけ生息する固有種も94種類が確認されている。



上図：林野庁九州森林管理局HPから

■ 西部林道拡幅工事

通称「西部林道」（上屋久永田屋久線（78号）のうち、永田と栗生を結ぶ約20キロメートル）は、約15キロメートルが世界自然遺産地域に含まれ、海岸部から山頂部まで人の手が加わっていない森林が続いている。

平成4年、鹿児島県は区域内の一部について拡幅工事計画を発表したが、その後、平成5年に世界自然遺産登録が決定し、平成9年に県は「屋久島の一周道路整備検討委員会」を設置した。平成11年に同委員会は現道の「維持管理を基本とし、必要最小限の範囲での防災対策を図るとともに、自然環境や景観に配慮した災害復旧等に努めることとする」との提言をまとめ、当該工事計画は白紙となった。

■ 県道白谷雲水峡宮之浦線拡幅工事

屋久島の景勝地のひとつである白谷雲水峡に通じる県道の拡幅工事予定地で、平成28年5月、環境省のレッドリストの絶滅危惧ⅠA類に分類されるミドリムヨウランの群生地が見つかった。地元の自然愛好家らでつくる白谷山楽会の要請を受けて県が現地調査して確認し、会は7月27日、群生地を保護するよう県に文書で要請した。

山楽会によると、現場は県道の最奥部となる白谷雲水峡の入口から約700メートル下った地点で、2車線化する拡幅工事に伴って削り取られる予定の斜面に、約30株が群生していた。現場周辺には橋脚が立てられる計画となっていた。この工事によって、群生地が消滅するおそれがあるという。

ミドリムヨウランは、人の手が入っていない照葉樹林に自生する。花びらの長さは1センチメートルほど、4～5月に緑色の花を咲かせる。国内では屋久島で初めて発見され、その後、宮崎県でも確認されている。

県道拡幅工事をめぐっては、現場周辺で植生調査を続ける山楽会が平成26年に、「絶滅危惧種を含め、希少な植物が数多く自生している」と、計画を見直すよう県に申し入れていた。これを受けて県は、拡幅予定の県道のうち最奥部までの800メートルの区間について、工事に賛成か反対か住民の意見を取りまとめるよう屋久島町に要請したところ、町には約230件の意見が寄せられ、賛否はほぼ同数だったという。

このため町は平成27年6月、最奥部から400メートルは拡幅せず、ふもと寄りの400メートルを2車線化する方針を決めていたが、ミドリムヨウランの群生地が確認されたのは、この工事計画区間だった。

建設公安委員会 県外視察日程表

月日	発着時刻	発着地・視察先	備 考
2 月 6 日 (月)	11:20 集合	[参集場所] 羽田空港 第2ターミナル 2階 2番時計台	※昼食は用意しておりませんので、 出発までの間に各自でお取りください。
	12:05 (発)	羽田空港(発) 【ANA3713】	
	14:05 (着)	阿蘇くまもと空港(着)	
	14:20 (発)	阿蘇くまもと空港	
	15:10 (着)	●国土交通省熊本地震災害対策推進室熊本分室 (説明場所：阿蘇大橋崩落現場) ○平成28年熊本地震で被災した阿蘇大橋の復旧について ○現地視察	〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12-1 TEL:096-382-1397 FAX:096-382-1398
	16:10 (発)		
	17:30 (着)	【宿泊】三井ガーデンホテル熊本	〒860-0012 熊本県熊本市中央区紺屋今町1-20 TEL:096-352-1131 FAX:096-322-5847
2 月 7 日 (火)	8:30 (発)	【宿泊】	
	8:50 (着)	●熊本県議会 ○平成28年熊本地震で被災した公共土木施設の復旧・復興状況について	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL:096-333-2618 FAX:096-384-8896
	9:50 (発)		
	11:35 (着)	鹿児島空港	※時間の都合上、昼食は用意しており ませんので、各自でお取りください。
	12:15 (発)	鹿児島空港【JAC3745】	
	12:50 (着)	屋久島空港	
	13:00 (発)	屋久島空港	
	13:15 (着)	(時間調整：屋久島環境文化村センター)	〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦823-1 TEL:0997-42-2900 FAX:0997-49-1018
14:15 (発)			
14:20 (着)	●屋久島町議会 (説明会場：屋久島町役場宮之浦支所) ○町営フェリー太陽の航路改善計画について ○屋久島町の電力概況及び配電事業について	〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1593 TEL:0997-43-5900 FAX:0997-47-2117	
15:30 (発)			
16:00 (着)	●安房電気利用組合 ○地域に根ざした独自組織による配電事業について	〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房160-10 TEL:0997-46-2053 FAX:0997-46-2031	
17:00 (発)			
	17:10 (着)	【宿泊】屋久島グリーンホテル	〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房788-110 TEL:0997-46-3021 FAX:0997-46-3444
2 月 8 日 (水)	8:20 (発)	【宿泊】	
	8:30 (着)	●鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 ○屋久島町の県管理港湾の概要について ○多くの絶滅危惧植物種を有する屋久島における県土木工事について	〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房650 TEL:0997-46-2211 FAX:0997-46-2493
	9:15 (発)		
	9:30 (着)	屋久島空港	
	9:55 (発)	屋久島空港【JAC3740】	
10:30 (着)	鹿児島空港		
	11:50 (発)	鹿児島空港(発) 【ANA624】	※機内で食事が提供される予定です。
	13:25 (着)	羽田空港(着)	解 散